



本会に対する寄附金（拠出金を含む）は

[税額控除]もしくは[所得控除]の対象となります。

#### 税額控除に係る証明書の交付について

平成 27 年 1 月 15 日、本会は佐賀県知事より、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 26 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する要件を満たしていることを証明され、本会に対する寄附金（拠出金を含む。）につきまして、「税額控除制度」の適用法人となりました。

については、平成 27 年 1 月 15 日から、本会に対する寄附金（拠出金を含む。）は、所得税法第 78 条該当の寄附金控除[所得控除]または租税特別措置法第 41 条の 18 の 3 該当の所得税額の特別控除[税額控除]の対象となります。

また、法人からの寄附金については、法人税法第 37 条第 4 項該当の特別損金算入限度額の寄附金として損金算入することができるこことなります。